



新発田市で暮らそう！
新潟県で働こう！

LET'S LIVE IN SHIBATA CITY

＼新発田市にUターンを考えている学生の皆さんへ／

3 | Uターンで奨学金返還額を |
年間全額補助します!!

奨学金返還支援事業

卒業後は「地元で働きたい…」そんな想いを抱く学生のために
「新発田市奨学金返還支援事業補助金」をご用意しました。

新潟県 新発田市 みらい創造課

新発田市奨学金返還支援事業補助金

卒業後1年以内の申請が必要です

対象要件

対象となる奨学金

- ◆日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金
- ◆新潟県奨学金 ◆その他

対象大学等

- ◆新潟県外の大学等
[大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校]

対象者の要件 ※公務員は対象外

- ◆申請日において次の①～⑦のいずれにも該当する方

- ①新発田市に住民登録がある方
- ②大学等に在学中に奨学金の貸与を受け、令和5年度以降に返還が始まる方
- ③初回申請時の年齢が30歳未満であって、大学等を**卒業後1年以内**の方
- ④**新潟県外の大学等**を卒業後新発田市に**Uターンした方**であって、5年以上定住する意思がある方
- ⑤申請日において就労している方
- ⑥市税及び返還すべき奨学金を滞納していない方

補助金額・補助期間

補助金額

- ◆交付申請年度に返還した奨学金返還額(利息分を含む)の**全額** ※繰上償還分は含みません

補助期間及び時期

- ◆36か月
- ◆奨学金返還期日に補助金を毎月振込

申請の流れ

定住・就業開始

交付申請

返還開始

補助開始

実績報告

継続申請

卒業

新発田市に
住民登録

①交付申請
7月受付開始

②奨学金の返済
10月から開始

③支援金交付
(返還期日の
同日に振込)

④実績報告
(領収書確認)

⑤継続申請
4月

新潟県 新発田市 みらい創造課

TEL.0254-28-9531

〒957-8686

新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

詳細は、新発田市ホームページで

